

○後志広域連合職員の条件附採用期間の評定の実施に関する 要綱

〔 令和 7 年 9 月 29 日
要綱第 6 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、後志広域連合職員の条件附採用に関する規則（令和 7 年規則第 5 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、条件附採用期間の評定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象者)

第 2 条 評定の対象者は、次の各号のものとする。

ア 次号以外の一般職員

イ 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員

(条件附採用評価期間)

第 3 条 条件附採用期間評定における評定期間は、条件附採用期間開始の日から条件附採用期間評定を実施する日までとし、規則第 5 条の規定により条件附採用期間を延長したときは、再度、その評定を実施する日まで延長するものとする。

(評価者)

第 4 条 規則第 3 条における条件附採用期間評定を行う所属長（以下「評定者」という。）は、課長の職にある者とする。

(評定要素についての評定)

第 5 条 評定者は、条件附採用期間評定を受ける職員（以下「被評定者」という。）の勤務実績について、次の表に定めるところによりその結果を表示する記号を条件附採用期間勤務実績評定票に（別記様式。以下「評定票」という。）に記録しなければならない。

段階		定義
A	抜群	勤務実績が職務の要求する水準に比較して非常に優れている。
B	良好	勤務実績が職務の要求する水準に比較してやや優れている。
C	普通	勤務実績が職務の要求する水準に合致している。
D	やや不良	勤務実績が職務の要求する水準に比較してやや劣っている。
E	不良	勤務実績が職務の要求する水準に比較して非常に劣っている。

(勤務実績についての評定)

第 6 条 評定者は、評定要素についての評定の結果に基づき、次に掲げる基準に従い、被評定者の勤務実績についての評定を行わなければならない。

- (1) 区分ごとの評定要素の 2 分の 1 以上に D 又は E と評定した場合は、その評定を「悪い」又は「ない」とすること。
- (2) 前号において評定された場合においては、規則による総合評定は「不良」とすること。

と。

(3) 前号に掲げる場合以外の場合は、総合評定を「良好」とすること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、条件附採用期間の評定の実施に関して必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別記様式

条件附採用期間勤務実績評定票

区分	評価要素	評価の着眼点	評価	
勤務実績	1	出勤状況	出勤状況は良かったか	
	2	勤勉さ	仕事に対して怠惰なく遂行したか	
	3	向上心	仕事に対し意欲や向上心があったか	
	4	仕事の正確さ	仕事に誤りはなかったか	
	5	まじめさ	職場では裏表なく行動していたか	
		区分評定		
職務遂行能力	6	仕事の手順	仕事の要領が適当であったか	
	7	仕事の感覚	仕事に必要な感覚（センス）があったか	
	8	仕事の報告	仕事の進行状況や結果を的確に報告できたか	
	9	理解力	与えた仕事を理解できていたか	
	10	表現力（口頭）	口頭による表現力が的確であったか	
	11	表現力（文書）	文書による表現力が的確であったか	
	12	順応性	仕事や環境の変化に遅滞なく適応したか	
		区分評定		
職務適格性	13	積極性	仕事に対しても積極的に行動していたか	
	14	協調性	同僚や他の課員との間で協調性はあったか	
	15	責任感	仕事に対しても責任感を有していたか	
	16	持久性	何事に対しても粘り強いところがあったか	
	17	規律	上司の命令や定められた規則などを守っていたか	
	18	公務員の自覚	公務員としての自覚があったか	
	19	時間的観念	時間を守る観念が身についていたか	
	20	明朗さ	いつも明朗に接していたか	
	21	話し方	住民や他の職員に対しての応対は良かったか	
	22	整理整頓	書類や物品等の整理整頓は良かったか	
	23	社会	社会人としての常識、礼儀作法を身に付けていたか	
		区分評定		
○特記事項				